

別紙 3-1 施設保守管理等仕様書

(共通)

体育館建築物環境衛生管理業務仕様書

1 建築物環境衛生管理監督業務

(1) 維持管理業務計画

年間管理計画書の作成

(2) 維持管理業務の全般的な監督、維持管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価及び維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価

空気環境測定、貯水槽清掃、ねずみ・昆虫等駆除、飲料水水質検査業務の実施に係る必要な助言等

(3) 残留塩素測定、清掃廃棄物処理、空調設備管理、給水・排水設備管理業務及び照明、騒音、臭気、その他環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価

(4) 上記該当業務の記録簿点検・評価及び必要な助言等

(5) 報告書の作成、実施業務に係る報告書の取りまとめ及びその結果の評価及び対策の検討

(6) 保健所等の立入検査の立会い

2 貯水槽清掃

(1) 中央体育館 (6月) 市水受水槽 18.0m<sup>3</sup> 高架水槽 6.0m<sup>3</sup>

(2) 中央体育館 (6月) 井水受水槽 76.0m<sup>3</sup> 高架水槽 8.0m<sup>3</sup>

(3) 中央(プール) (6月) 市水受水槽 2.0m<sup>3</sup> 高架水槽 1.0m<sup>3</sup>

(4) 北部体育館 (12月) 市水受水槽 12.0m<sup>3</sup> 高架水槽 3.0m<sup>3</sup>

(5) 東部体育館 (12月) 市水受水槽 24.0m<sup>3</sup> 高架水槽 6.0m<sup>3</sup>

(6) 長田複合施設 (12月) 市水受水槽 45.0m<sup>3</sup>

(7) 清見潟公園 (2月) 市水受水槽 30.0m<sup>3</sup>

(8) 西ヶ谷総合運動場 (12月) 市水受水槽

管理棟 16.0m<sup>3</sup>、クラブハウス6.0m<sup>3</sup>、野球場25.0m<sup>3</sup>、屋内プール30.0m<sup>3</sup>

3 空気環境測定 4月・6月・8月・10月・12月・2月

中央体育館 (1・2階事務室、3階研修センター、屋内プール)

4 ねずみ・昆虫駆除

(1) 駆除

ア 中央体育館 (6月・12月)

イ 北部体育館 (12月)

(2) 保全

中央体育館 (毎月)

(3) 駆除及び保全場所

ア 中央体育館 管理棟 1階：事務室、更衣室1・2、便所  
2階：事務室、湯沸室、更衣室3・4・5、便所  
3階：更衣室6  
4階：全室  
アリーナ：役員室、放送室、医務室、便所(中2階含む)  
屋内プール・弓道場：全室

イ 北部体育館 地下：機械室倉庫  
1階：事務所医務室、器具庫防災倉庫、剣道場、柔道場  
トイレ、廊下  
2階：会議室、卓球場、トレーニング室  
3階：弓道場控え室、廊下

#### 5 簡易専用水道検査

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 中央体育館    | 書類検査 (6月)  |
| (2) 北部体育館    | 現場検査 (12月) |
| (3) 東部体育館    | 現場検査 (12月) |
| (4) 長田複合施設   | 現場検査 (12月) |
| (5) 清水清見潟公園  | 現場検査 (3月)  |
| (6) 西ヶ谷総合運動場 | 現場検査 (12月) |

## 樹木等維持管理業務

樹木等を維持及び育成し、施設の美観を維持することを本業務の目的とする。

### 1 業務場所

中央体育館	静岡市葵区駿府町 2 番80号
南部体育館	〃 駿河区曲金三丁目 1 番30号
長田体育館	〃 駿河区鎌田574番地の 1
東部体育館	〃 葵区東千代田二丁目 3 番 1 号
北部体育館	〃 葵区松富四丁目14番 1 号
清水清見潟公園	〃 清水区横砂408番地の38
清水総合運動場	〃 清水区清開二丁目 1 番 1 号

### 2 業務内容

#### (1) 剪定

ア 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整枝、混み過ぎによる病害虫の発生予防及び枯損の発生予防等を目的として行うものであり、それぞれの樹種形状に応じて最も適切な時期、方法により実施すること。

イ 樹姿及び樹形の仕立ては、自然形に仕立てること。

ウ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。

エ 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。剪定した葉・枝はまとめて速やかに処理するとともに周辺を綺麗に清掃すること。

#### (2) 病害虫防除

ア 薬剤散布については、病害虫の種類、生育段階及び性質を十分配慮し最も効果が得られる時期に実施すること。

イ 薬剤の使用に関しては、薬物取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定められている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意すること。

ウ 散布は予め監督職員の了解を得てこれを行い、強風、降雨時は中止すること。薬剤の空瓶、空袋は必ず持ち帰って適切な方法により確実にこれを処分しなければならない。

#### (3) 施肥

肥料の種類、使用量を確認し、その養分が雨水等で流出しないよう配慮すること。

#### (4) 除草

敷地内の芝刈及び除草・清掃作業を行うこと。

### 3 その他

- (1) 各作業実施前日までに監督員と協議し、了解を得て実施することとし、通行人、通行車両、駐停車車両に注意し、安全対策を図り、作業すること。
- (2) その他の事項については、監督員の指示によるか、監督員との協議上決定すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、双方協議の上これを決定する。

自家用電気工作物の保安管理業務

1 保安管理業務の対象

委託者（以下「甲」という。）が委託する保安管理業務の対象となる電気工作物は次のとおりとします。

- (1) 事業場の名称 別表 保安管理業務委託事業場一覧表のとおり
- (2) 事業場の所在地 同上
- (3) 需要設備
- ア 設備容量 同上
  - イ 受電電圧 同上
  - ウ 非常用予備発電装置 同上
  - エ 常用発電設備 該当施設なし
- (4) 発電所 該当施設なし

保安管理業務委託事業場一覧表								
事業場の名称	事業場の所在地	需要設備 (kVA)	受電電圧 (V)	非常用 予備発電装置				点検頻度
				用途	種類	容量 (kVA)	電圧 (V)	
静岡市中央体育館	静岡市葵区駿府町2-80	931	6,600	非常用	ディーゼル	125	220	隔月1回
静岡市北部体育館	静岡市葵区松富4-14-1	750	6,600	非常用	ディーゼル	135	220	隔月1回
静岡市東部体育館コミュニティ防災センター	静岡市葵区東千代田2-711-2	200	6,600	非常用	ディーゼル	150	220	隔月1回
静岡市清水清見潟公園スポーツセンター	静岡市清水区横砂408-38	400	6,600	-	-	-	-	隔月1回
静岡市西ヶ谷総合運動場	静岡市葵区西ヶ谷8-1	500	6,600	-	-	-	-	隔月1回
静岡市西ヶ谷総合運動場 野球場	静岡市葵区西ヶ谷4-1	550	6,600	-	-	-	-	隔月1回
静岡市西ヶ谷総合運動場 屋内プール	静岡市葵区西ヶ谷26-6	250	6,600	非常用	ディーゼル	20	220	隔月1回
静岡市清水総合運動場 体育館	静岡市清水区清開2-1-1	600	6,600	非常用	ディーゼル	42	220	隔月1回
静岡市清水総合運動場(夜間照明・プール・武道場)	静岡市清水区清開2-1-1	110	210,105	-	-	-	-	隔月1回

## 2 検査員の資格

保安管理業務を実施する者には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をもってあてるものとする。

## 3 保安管理業務の内容

電気工作物の点検・測定及び試験は、別表「点検・測定及び試験の基準」のとおり行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、受託者は、必要な指導又は助言を行うものとする。

- (1) 毎月点検は、施設の点検・測定及び試験を毎月1回行うものとする。
- (2) 総合点検は、施設の点検・測定及び試験を年1回行うものとする。
- (3) その他必要に応じて施設の点検・測定及び試験を行うものとする。

## 4 点検結果の報告

電気工作物の点検を実施したときは、その結果を点検記録表に記載し確認を得ること。

## 5 記録の保存

電気工作物の工事・維持及び運用に関する以下の記録等を双方で定めた期間保存するものとする。

- (1) 巡視・点検・測定及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 市は主要電気機器の重要な補修記録
- (4) その他必要な書類

## 6 その他

本仕様書は基本的な事項を定めたものであり、上記のほか特別に協定すべき補足事項が生じたときは、その都度、双方協議のうえ取り決めるものとする。

### 【保安管理業務の細目及び基準】

#### 1 保安管理業務の内容

(1) 受託者（以下「乙」という。）が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

ア 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

(ア) 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者（以下「甲」という。）の通知を受け必要な指導、助言を行います。

(ウ) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

(エ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立つため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

(オ) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

(カ) 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

(キ) 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち合わせます。

(ク) 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。

(ケ) 小出力発電設備（太陽電池）を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験は、別表「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

イ 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

(ア) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

(ウ) 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電

気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

（ア）建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

（ウ）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

（エ）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

（オ）内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

（ア）立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毎ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

（イ）情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

（ウ）衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

（エ）機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

（オ）立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（カ）器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

ウ 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物

エ 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの

オ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（3）上記（2）において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。



## 2 相互の連絡

(1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

### ア 遅滞なく連絡する事項

(ア) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

(イ) 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合。

(ウ) 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合。

(エ) 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

(オ) 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。

### イ その他連絡する事項

(ア) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

(ウ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

(エ) 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。

(オ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。

(カ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。

(キ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。

(ク) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。

(ケ) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。

(コ) 電気事業者との需給契約を変更する場合。

(サ) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。

(シ) その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

(2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。

ア 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。

イ 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。

ウ その他必要な事項。

## 3 発電設備等の分解・整備等

発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等は、甲の負担において行うものとします。

この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、

甲は乙に分解・整備等の結果の記録を掲示し、乙は必要に応じて助言を行うものとする。

#### 4 発電所担当者等

- (1) 甲は、保安規定による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。
- (2) 甲は、前号の発電所担当者を選出または変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく乙に通知するものとします。
- (3) 甲は、発電機担当者又は第4項第1項の代務者を乙の行う保安管理業務に立合わせるものとします。

#### 5 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
- (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

#### 6 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流50mA）以上の漏れ電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏れ電流警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

#### 7 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

#### 8 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が

確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、  
甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。

- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。
- (3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

#### 9 その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検	
				(無停電)	(停電)		
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1		
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○			
受電設備	遮断器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		高圧負荷開閉器	絶縁抵抗測定				○※1
		継電器の動作試験			○※1		○※1
		継電器との結合動作試験					○※1
		トリップ回路の導通試験			○※1		
		絶縁油酸価度試験					○※2
		絶縁油破壊電圧試験					○※2
		内部点検					○※2
		放電雑音チェック			○		
		温度チェック	○	○	○		
二次変電設備	母線、計器用変成器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		断路器、電力用ヒューズ、避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル、その他機器	絶縁抵抗測定				○※1
		放電雑音チェック			○		
		温度チェック	○	○	○		
二次変電設備	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		絶縁抵抗測定					○※1
		絶縁油透明度チェック					○※3
		絶縁油酸価度試験					○※3
		絶縁油破壊電圧試験					○※3
		内部点検					○※3
		放電雑音チェック			○		
		温度チェック	○	○	○		
二次変電設備	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		電圧・電流測定	○	○	○		
		絶縁抵抗測定					○※1
		継電器の動作試験					○※1
		継電器との結合動作試験					○※1
		放電雑音チェック			○		
		温度チェック	○	○	○		

接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地抵抗測定		○※4	○※4	
構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
	比重測定	1回/年	○	○	
	液温測定	1回/年	○	○	
	電圧測定	1回/年	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
負荷設備	電動機，電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
		絶縁抵抗測定			○※1, 6	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※5	○※5		
		絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
絶縁抵抗測定			○※1	○※1		
接地抵抗測定			○※4	○※4		
遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ	
発電所	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		起動試験	○		○	
	発電装置及び 附属装置 太陽電池及び附属装置 燃料電池及び附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		接地抵抗測定			○※4	
単独運転検出				○		

接地装置	発電状況確認		○	○	
遮断機・開閉器 その他の電気機器	受電設備と同じ				受電設備と同じ

注 1 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態

2 ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

3 ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

4 年次点検（無停電）は無停電で行う点検で、年次点検（停電）は停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検（無停電）を実施する場合は3年に1回は年次点検（停電）を行うものとします。ただし、発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。

年次点検（無停電）は、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施いたします。

- (1) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
- (2) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。
- (3) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
- (4) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
- (5) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

5 ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

6 ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により

異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

- 7 ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、2年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

- 8 ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

- 9 ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

- 10 ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとします。

工事期間中に関する点検の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備) ・ 受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 （ 受電室建物 キュービクル式受・配電設備 の金属製外箱等 ）	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備 ・ 受変電設備 (低圧)	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○
非常用予備発 電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、 その他の電気機器類	外観点検	○
発電所	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点検	○
	遮断機・開閉器その他の電気機器類	外観点検	○

注 1 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。



- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態

太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準

◎：実施      ○：条件付実施

設備	点検項目等	定期点検		
		月次点検	年次点検 (無停電)	年次点検 (停電)
太陽電池アレイ	外観点検	◎	◎	◎
	接地測定	—	◎ <sup>※1</sup>	◎ <sup>※1</sup>
中継端子箱（接続箱）	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定	—	◎ <sup>※1</sup>	◎ <sup>※1</sup>
	絶縁抵抗測定（アレイ側）	—	—	◎ <sup>※2</sup>
パワーコンディショナ	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定	—	◎ <sup>※1</sup>	◎ <sup>※1</sup>
	絶縁抵抗測定（交流出力側）	—	—	◎ <sup>※3</sup>
	入出力電圧確認	—	◎	◎
	単独運転防止機能動作確認	—	—	◎ <sup>※4</sup>
	投入阻止時限タイマー動作試験	—	—	○ <sup>※4</sup>
	表示機能確認	◎	◎	◎
	自立運転動作確認	—	—	○ <sup>※5</sup>
保護装置（受電設備）	保護継電器試験	—	—	◎
引込開閉器	外観点検	◎	◎	◎

- 注 1 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。  
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。
- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
  - (2) 電線と他物との離隔距離の適否
  - (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
  - (4) 太陽電池アレイの赤外線熱画像カメラによる異常確認
- 2 ※1を付した点検、測定及び試験は、測定値が規定値の70%以内で、接地設備に外観上の異常がない場合停電点検周期での測定とします。
- 3 ※2を付した点検、測定及び試験は、原則として出力開閉器開放状態で行うものとします。
- 4 ※3を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略できるものとします。
- 5 ※4を付した点検、測定及び試験は、年次点検（停電）点検周期、または商用（系統）側を停電する時に行うものとします。
- 6 ※5を付した点検、測定及び試験は、自立運転機能があり、かつ自立運転出力回路

- が接続されている場合に※4に準じて行うものとします。
- 7 発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。

## 中央体育館外 6 施設排煙オペレーター設備保守点検業務仕様書

1 所在場所	中央体育館	静岡市葵区駿府町 2 番 8 0 号
	南部体育館	〃 駿河区曲金三丁目 1 番 3 0 号
	長田体育館	〃 駿河区鎌田 5 7 4 番地の 1
	東部体育館	〃 葵区東千代田二丁目 3 番 1 号
	北部体育館	〃 葵区松富四丁目 1 4 番 1 号
	清水清見潟公園スポーツセンター	〃 清水区横砂 4 0 8 番地の 3 8
	清水総合運動場	〃 清水区清開二丁目 1 番 1 号

### 2 業務内容

- (1) 排煙オペレーター装置を正常な状態で使用することを目的としてその点検、調整等の業務を行うものとする。
- (2) 点検回数は年 1 回とする。(時期は、事前に各施設と十分協議し決定すること。)
- (3) 点検業務の結果、不良箇所が発見された場合は、速やかに報告しその処置について協議するものとする。ただし軽微な不良箇所については、点検中に補修する。
- (4) 点検業務に必要な工具、その他消耗品は受託者の負担とする。